

議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成 21 年 12 月 25 日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会
委員長 堀之内盛良

1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

2 委員会の開催日

11月4日，24日（2日間）

3 審査の経過及び結論

(1) 質問通告の在り方について

薩摩川内市議会基本条例第12条第2項の規定に基づき，議員と市長等との質疑応答における論点・争点を明確にするため，質問通告の在り方について審査を行った。

審査の結果，質問通告書の記載内容，通告時期等については，これまでに改善した事項もあることから，現行のとおりのお取り扱いとするものとした。

なお，質問通告の方法については，通告書持参を原則とするものの，ファックス又はメールでの提出も認めるものとした。